

鳥取県告示第349号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成24年5月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号
 - (1) すばる住設 代表者 吉田 道明
東伯郡三朝町大字西小鹿1148
鳥取県知事（般-21）第5198号
 - (2) 有限会社山口設備 代表取締役 山口 輝美
東伯郡三朝町大字森618-9
鳥取県知事（般-20）第5701号
 - (3) 株式会社空研 代表取締役 津村 誠一
倉吉市広栄町931-2
鳥取県知事（般-22）第1264号及び鳥取県知事（特-22）第1264号
 - (4) 有限会社長谷川商店 代表取締役 長谷川 紘一
倉吉市清谷町二丁目80
鳥取県知事（般-23）第999号
 - (5) 早田設備株式会社 代表取締役 早田 公英
倉吉市和田東町115-1
鳥取県知事（般-23）第2164号及び鳥取県知事（特-23）第2164号
 - (6) 中海工業株式会社 代表取締役 村上 啓文
倉吉市福庭町一丁目55
鳥取県知事（般-23）第211号及び鳥取県知事（特-23）第211号

3 処分の内容

被処分者	処分の内容	停止した営業の範囲
(1) すばる住設	平成24年5月10日から平成25年5月9日までの営業の停止	鳥取県内において行う建設工事に係る営業（発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けて行うものに係るもの
(2) 有限会社山口設備、株式会社空研、有限会社長谷川商店及び早田設備株式会社	平成24年5月10日から平成25年2月28日までの営業の停止	
(3) 中海工業株式会社	平成24年5月10日から同年6月27日までの営業の停止	

4 処分の原因となった事実

上記6者は、三朝町が平成23年2月14日に執行した砂原配水管布設替工事の入札に関し、すばる住設に同仕事を落札させようと企て、公正な価格を害する目的で談合したことにより、談合罪で略式起訴され、罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。